

金融円滑化にかかる貸付条件の変更等の実施状況



中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律第7条第1項に規定する説明書類

平成28年4月1日
ごとう農業協同組合

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律(以下、「金融円滑化法」という。)に基づき、当JAごとうの金融円滑化にかかる措置の実施状況を以下のとおり公表いたします。

1

第6条第1項第1号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の実施に関する方針の概要

当JAごとう(以下、「当JA」といいます。)は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当組合の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当組合の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取組んでまいります。

- 当JAは、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
- 当JAは、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めてまいります。
また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めてまいります。
- 当JAは、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
- 当JAは、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
- 当JAは、お客様からの新規融資や貸付条件の変更等の申込み、事業再生ADR手続の実施依頼の確認または地域経済活性化支援機構もしくは東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、関係する他の金融機関等(政府系金融機関等、信用保証協会等および中小企業再生支援協議会を含む)と緊密な連携を図るよう努めてまいります。
また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。
- 当JAは、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備いたしております。
具体的には、
 - 組合長以下、関係役員部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
 - 信用事業担当理事を「金融円滑化管理責任者」として、当JA全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
 - 各支所に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支所における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
- 当JAは、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

附則

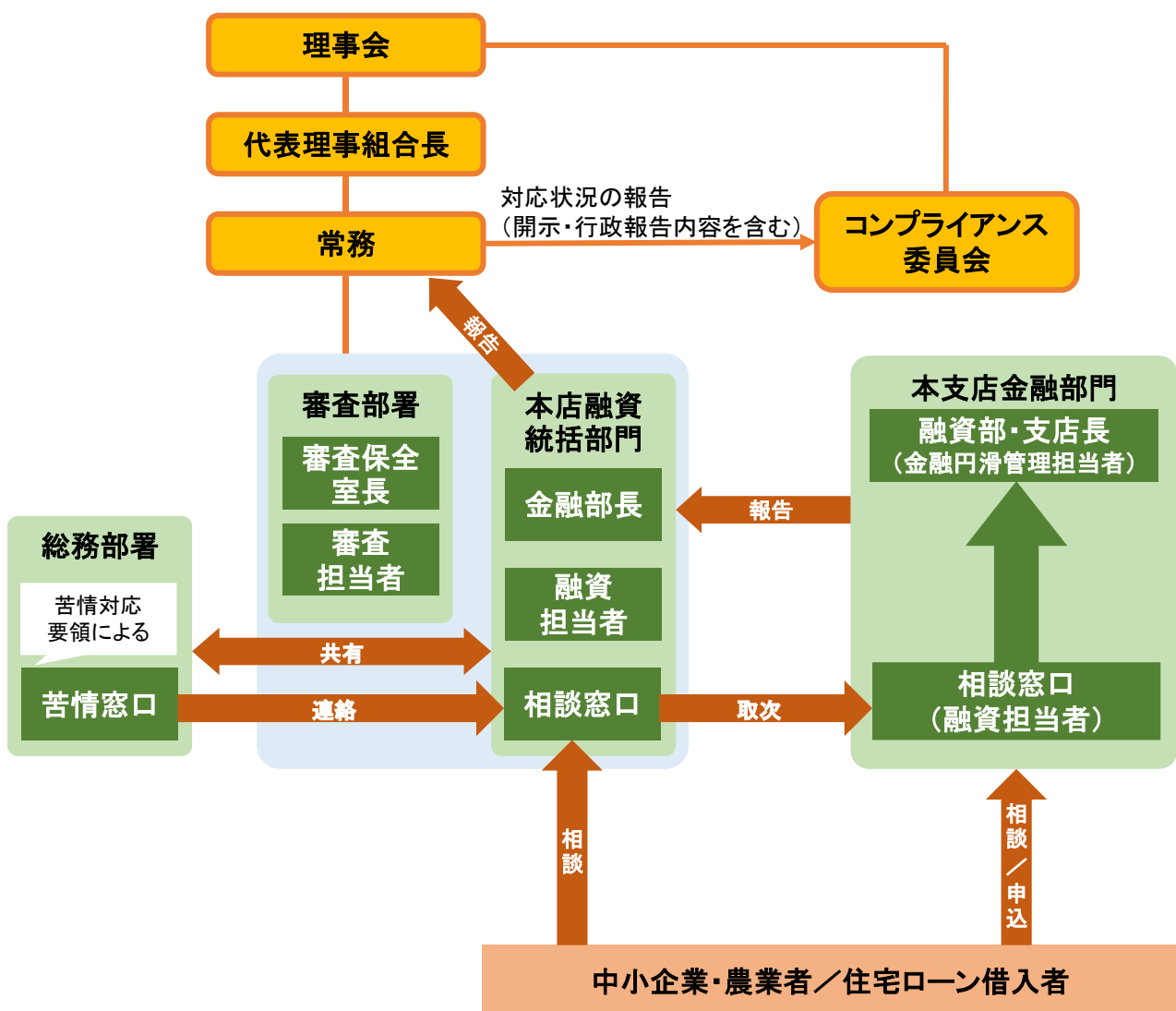
この方針は平成25年4月1日から施行する。

第6条第1項第2号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の状況を適切に把握するための体制の概要

当組合では、金融円滑化法第4条および第5条の規定に基づく対応措置を適切に把握し対応するため、以下の体制を整備しております。

- (1) 組合長以下関係役員部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、当組合の金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議することとしております。また、協議内容については、定期的に理事会へ報告することとしております。
- (2) 信用事業担当理事を「金融円滑化管理責任者」、金融部を「金融円滑化管理責任部署」として、当組合全体の金融円滑化にかかる対応状況を把握することとしています。
- (3) 各支店に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支店における金融円滑化にかかる対応状況を把握し、金融部へ報告することとしております。
- (4) 各支店では金融円滑化に係る取引の実施状況について記録を作成し、当該記録は5年間保存することとしております。

対応上状況を把握する概念図



3

第6条第1項第3号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置に係る苦情

相談を適切に行う為の態勢概要

- (1) お客様からの金融円滑化に係るご相談の窓口を金融部に設置しているほか、各支店においても承っております。
- (2) お客様からの当組合の金融円滑化にかかる措置に対する苦情については、金融部に受付窓口を設置しております。また、各支店で苦情を受けた場合には、当組合所定の手続きに従って、速やかに金融部に連絡をし、金融部と各支店が連携のうえ、適切な対応を実施する体制を整備しております。

お客様のためのご相談窓口

店舗名	所在地	相談窓口	電話番号
本店	五島市籠淵町2450-1	金融部	0959-72-6212
福江支店	五島市錦町3-2	管理金融課	0959-72-3191
崎山支店	五島市下崎山町78-5	管理金融課	0959-73-6311
本山支店	五島市堤町1336-1	管理金融課	0959-72-4131
富江支店	五島市富江町狩立479	管理金融課	0959-86-2111
西部支店	五島市岐宿町中岳1947-1	管理金融課	0959-83-1121
三井楽支店	五島市三井楽町浜ノ畔1301-3	管理金融課	0959-84-3131
上五島支店	南松浦郡新上五島町青方郷1578	管理金融課	0959-52-2077
若松支店	南松浦郡新上五島町若松郷160-6	管理金融課	0959-46-3131
新魚目支店	南松浦郡新上五島町立串郷570-2	管理金融課	0959-55-2004
有川支店	南松浦郡新上五島町有川郷901-10	管理金融課	0959-42-1161

ご相談受付窓口（午前8時30分～午後5時）

4

第6条第1項第4号に規定する法第4条の規定に基づく措置をとった後において、当該措置に係る中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制の概要

- (1) 金融円滑化管理責任部署を中心に、お借入条件の変更等を行ったお客様の経営状況や経営改善計画の進捗状況を継続的に把握し、必要に応じて経営改善又は再生のための助言等を行うなど、お客様への支援について真摯に取り組みます。
- (2) 特に農業者のお客様に関しては、当組合の営農部門とも連携し経営相談等を行う体制を整備しております。
- (3) また、経営相談、経営改善・再生のための支援能力向上のため、当組合職員に対し必要な研修、指導を行っております。

5 法第4条に基づく措置の実施状況

※別添 別表1参照

6 法第5条に基づく措置の実施状況

※別添 別表2参照

